

大分市自治基本条例検討委員会 第12回市民部会 議事録

日 時 平成24年1月16日(月) 13:30～14:15

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

野尻 哲雄、衛本 敏廣、小原 美穂、後藤 成晶、長野 幸子、宮邊 和弘
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛、同主任 森田 俊介
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹 渡邊 信司)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 大城 存(計2名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1)市民意見交換会及び市民意見公募の意見について
 - (2)その他

< 第12回 市民部会 >

事務局	それでは、ただ今より大分市自治基本条例検討委員会第12回市民部会を開催いたします。 本日は、先般開催いたしました検討委員会におきまして、論点、市民意見交換会及び市民意見公募の意見について検討いただきましたが、市民部会に関わるものにつきまして、再度ご協議をお願いさせていただければと思っ
-----	---

<p>部会長</p>	<p>おります。</p> <p>資料につきましては、新たなものはございませんが、参考としまして前々回の検討委員会での資料、「資料6」と右肩に打っております「市民の定義についての各都市比較表」と、「大分市議会基本条例」、「大分市子ども条例」をお配りしております。それでは、進行を部会長さんをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、市民部会を始めさせていただきます。前回の自治基本条例の検討委員会で、論点としていました第2条の「市民の定義」の部分についてですが、市民意見交換会の中で様々な意見が出されました。それから「市民の権利」という部分についても意見が出されております。</p> <p>前回の「資料4」であります。市民の方々から不安に思う部分ということで、もう1回検討すべきかなというところで、今日部会を開催させていただきました。「市民の定義」、「市民の権利」について検討をお願いしたいと思います。</p> <p>基本理念の第3条の考え方で、「市民主権」を「市民主体」に変更するという事務局からの意見が出されております。その理由として、の方の素案の部分「『市民主権』における『市民』については、通勤・通学者等を含めて」という部分について、この論点からは市民の考え方、定義の部分にも関わってくるということです。理念の部分は理念部会がありますので、そちらに任せたいと思います。</p> <p>では定義の方から進めていきたいと思います。「市民」の定義として「市内に住所を有する者」、「市内に通勤し、又は通学する者」、「市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」としております。</p> <p>この「市民」の定義の部分に引っかかる方がいまして、ここの部分を地方参政権等の問題としまして、市民の定義を広げることに對しての違和感や異議等が出てきています。しかし、今までの自治基本条例を検討してきた中で、そこまでの考え方は持たないというところで進めてきたいきさつもあるわけでありまして、そういう違和感を持った方々に対して納得してもらおうという部分を考えたときに、「市民」の定義をちょっとやわらかくする必要があるのかなという想いの部分で、これについて検討いただきたいと思います。</p> <p>他都市を例に挙げると、市民の定義のところ「市民及び市民等」という形で由布市が出しております。仮に由布市のように、この「市民及び市民等」ということで、市内に住所を有するものを「市民」、その他の者を「市民等」と定義したときに、他の条文にどう影響が出て、条文を変えるところまで及ぶのか、ということが問題になると思いますが、その部分については、事務局どうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今おっしゃった「市民」というのは、現在の素案の中では住民にあたる部分かとは思っております。そうすると、言葉をどう使うかという問題だけで済むのかどうかというところですが、1つ気にかかるのが、議会基本条例が先にできており、「議会の責務等」の部分については、第7条に議会基本条例に書いていることを少し要約するような形で規定をさせていただいてお</p>

	ります。
部会長	議会基本条例のどこですか。
事務局	<p>議会基本条例のエッセンスを取り出した部分というのが、今回の自治基本条例の第7条です。第2節「議会」ということで書き出しております。ここが内容としては先行しております議会基本条例の内容を少し要約したようなかたちで規定をさせていただいておりますけれども、この中でもやはり「住民」「市民」という言葉を使っておりまして、これを「市民」と「市民等」ということに変えると、若干整合性が取れない恐れも出てくるのかなということがあります。</p> <p>議会基本条例を見ていただくと、やはり「住民」と「市民」を今回のまちづくり自治基本条例と、ほぼ同じような形で理解したうえで使っているのかなというふうに見受けられるものですから。意味合いとして住所を有する方を「住民」、そして広く捉えた「市民」ということで。</p>
部会長	<p>この議会基本条例については、まちづくり自治基本条例の7条で「住民」と「市民」という言葉で条文を作っていますよね。いわゆる住民の直接選挙で選ばれている。議会は「市民に開かれた」ということで、市民の意見を聞くというのは住民じゃなくて市民ですよ。まちづくり自治基本条例の2条の市民の定義は、通勤・通学している者まで市民に含めて広げましたね。</p> <p>ところが、この議会基本条例の中の「市民」というのは通勤・通学する者まで含んでいるような形ではないですよ。</p>
事務局	はっきりした定義がないものですから、条によって解釈せざるをえない部分もあるとは思いますが。
部会長	「市民」はあくまでも大分市民、大分市に在住する「市民」ということで。
事務局	そちらはどちらかという住民で使っているのかなという気もするのですが。住所を有する方が「住民」で、それに対して「市民」を別に使っているということは、少し広く捉えているのではないかなと理解しています。場合によっては、通勤・通学者も含むと。
部会長	議会の中で通勤・通学者も含まれますか。
事務局	そうしないと、「住民」と「市民」を使い分けた意味というのがどうなるのかなというのがあったのですが。
部会長	「市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、市民の信託にこたえるものとする」というのは明らかに自分の地域にいる人という感覚があります。地域にいる人に責任を持ち、また、そういう人たちの信託を受けてという部分があるわけですから、通勤・通学している人まで私たちが責任を持つ

	<p>ところはないと思います。</p>
事務局	<p>もちろん投票して選ぶという中では「住民」に限られるのですが、そういう意味で「住民の直接選挙」という表現を議会基本条例はしてはいて、それはほぼイコール有権者という意味なのかなと思います。</p>
部会長	<p>「資料1」に「地方自治法でいう『住民』とは、外国籍を有する人も含まれるという解釈になります。」という部分がありますよね。そこがこういう解釈であるというならば、もう外国人とか日本人ではなくて、地域のまちづくりということで考えたときに、全部含んだ形になりますよね。だからその考え方というのは問題ないと思っています。</p> <p>アンケートや様々な市民意見では、「通勤し、又は通学する者」という部分に対しての違和感の部分があって、そういう人たちがまちづくり自治基本条例で、「市民の権利」と言ったときに行政が聞かなければならないのか、私たちが聞かなければならないのか、そこまでする必要はないのではないかとこの部分が出てきますよね。</p> <p>しかし、「市税等」の部分で考えれば、ポイ捨て条例は適用されます。そういう部分も考えると、非常に混乱するのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ひとくくりに「市民」と言っても、住所を有する方と通勤・通学者とでは権利が大きく違いますが、ただ全く権利がないというわけではなく、例えば今おっしゃられたポイ捨て条例の対象になったりとか、場合によっては市外の方でも例外的には税金を納めていただく場合があるとか、様々な形があります。</p>
部会長	<p>土地や家を持っていれば税金を納めていきますよね。</p>
事務局	<p>一方で、大分市道を市外の方が通っても何の問題もないですが、そこで怪我したら補償しないといけないとか、いろいろあります。だから、権利の差こそあれ、何らかの権利を持ってまちづくりをみんなで行っているというのが基本的な考え方でずっときたのかなとは思っています。そういう意味で市民という形で広く捉えた、というのが最初の定義だったと思います。</p>
部会長	<p>最初の部分はそこまで広く捉えて、全国の他市町村での市民の定義も確認しながら、ここまで議論してきましたが、その部分に対する違和感が市民意見として出てきており、これに対してどう答えるかという部分になっています。</p> <p>細かく「市民」及び「市民等」に分けるのか、「住民」及び「市民」に分けるのかということですが。</p>
委員	<p>一般論で言ったら、みんな市民で良いわけです。市民意見交換会に参加していた自治委員さんから見たときに、それだけのことを我々はできないよ、というのが現実論の中から出てきているわけですね。大雑把でする分につ</p>

<p>事務局</p>	<p>いては、我々はみんな市民だ。他の市から大分に勤めている人も市民として一緒にやりましょうよ、というような考えに基づいて提案しているわけですよね。</p> <p>しかし、今回意見している人は、「我々は外国の人に声をかけてまちづくりに参加しましょうと言うのは、当事者としては無理ですよ」、というような捉え方を問題提起しているわけです。だから角度が違うと思います。だけどこの角度をやはり埋めないと仕方ないところもあるわけですよね。そこら辺をどうするかということですね。</p> <p>私たちはこの体系で整理した、というのは担当が申し上げましたとおり、議会基本条例の作り方と一緒に言ったら語弊があるかもしれませんが、ほとんど一緒です。「住民」と「市民」という、その使い分けをしています。そして「住民」というのは何ぞや、という形で定義付けがなされていないのを見たときには、住所を有する人ということで、基本的には地方自治法と同じ解釈で、外国人を含むということで捉えるべきだと思っております。</p> <p>そして、今度は逆にこれを「市民」「市民等」としますと、議会基本条例で「市民」と書いているのを私たちは「市民等」に変えなければならず、そうすると議会基本条例、かたや市の最高規範性を有するまちづくり自治基本条例で「市民等」と「市民」の捉え方が変わってくることになってしまいます。</p> <p>議会基本条例も何条かにまたがって市民の項目があります。これが全て同じ市民の範ちゅうかということ、非常に微妙なところがあります。一般的に見たときに、広報の充実や市民の意見・要望等を取りあげるなどを見たときには、基本的には住所を有する人だけが対象ではなく、関わる人とか、通勤・通学とかいう人もみんな対象になっている。現時点で、市の内部で広報や意見公募のときに、「あなたは住所を有しないから対象外ですよ、排除しますよ」という取り扱いはしておりません。ですからこういった形で見たときに、「市民」と「住民」という考え方は議会基本条例とほぼ同じ形で捉えていかないと、誤解と言いますか、解釈上にズレが出てくるのではないかなと思います。</p> <p>そういう視点から見たときに、現時点の「住民」と「市民」という形で捉えていくことが一番自然じゃないかな、という気がしております。だから、改めて意識的にしたわけではないのですが、議会基本条例の中身と照らし合わせたときに、この流れが一番しっくりくるのではないかなと考えております。</p>
<p>部会長</p>	<p>言葉の問題として「住民」「市民」というのが一番しっくりくるのは確かにそうです。「市民」及び「市民等」の「市民等」という言葉はないし、由布市はそういう形で決めている部分もあるけど、他に「市民等」と言葉が出ている条例はないので、それはそのとおり、「住民」「市民」でくくる方が一番しっくりくるでしょうね。「住民」と「市民」としたときに、この自治基本条例の条文で「住民」と使うところがありますか。</p>

事務局	議会のところと26条の住民投票のところでは。
部会長	26条が住民投票の部分で「住民」が出てくるのかな。
事務局	はい。7条と26条ですね。
部会長	そうしたら、議会のところは住民。
事務局	選挙に関わる部分かなという表現のところだけは「住民」になっています。
	それ以外の市民意見や市民の信託とかいうところは、やはり議会基本条例でも同じような表現を使っておられます。
事務局	<p>「信託」という言葉がどこまでのことを意味するのかという、考え方によっては最も身近なところでは選挙ということになるのですが、「信託」というのは選挙だけに限らず違った意味でも信託を受けていると捉えるのが自然だと思います。ですから、議会基本条例でも「市民の信託」という形で少し広い範囲で、「住民」よりは広い範囲で信託を受けてという形で捉えています。</p> <p>先程申し上げましたとおり、この全条文にまたがって「市民」の範ちゅうがすべて同じかと考えますと、非常に微妙なところは確かにあると思います。しかし、狭義的に解釈せずに、広く議会として色々な形で意見をいただいて、そして市政に反映させるという形をとっていますので、そのような主旨から考えると、ごくごく自然なことではないかと捉えています。</p> <p>ですから、まちづくり自治基本条例でも、「この市民とこの市民は100%一緒か」となると微妙なところは確かにあると思います。ですが、その微妙な差というのはさほど問題にならないものではないと捉えて整理してきているというのが現状です。</p> <p>当然のことながら、市民に権利・義務を課すといったときに、個別の条例、法律、規則によって当然拘束されてきますので、そこに委ねるという考え方で、現実論としては支障が出ないのではないかと、と事務局として考えています。</p>
委員	<p>議論を積み重ねた経過の中で、この形が出てきているのは間違いのないわけで、大分市の自治もしくはまちづくりをどのようにやっていくかということと考えたときに、それだけの広い皆様方のお力添えをいただかなければこれから先はやっていけない、ということで最初にこのように決めたとお思います。</p> <p>アンケートとパブリックコメントの意見で出ている問題は、やはり外国人のところが一番引っかかっていたのではないかとお思います。ですから、個別の条例ではそういう部分が規制されているところがあるわけで、私たちがこの大分市の最高規範としての自治基本条例を作る段階でそこを排除するなり、規制をするようなことをしてはいけない、というのが大前提だと思ってやっけてきているので、私どもの中でもそういう話をさせてもらったとお思います。</p>

	<p>す。</p> <p>ここについては、その考え方に立って、このままの方がよろしいのではないかと思います。ただし、先ほど言った危惧される部分についてはちゃんと質問されている方に対して説明できるものを持っておかなければいけないかなというのがあります。</p>
部会長	<p>それなら逐条解説に書くということでクリアできますか。</p>
事務局	<p>できるだけ一般市民から見たときに、そういう懸念が生じやすいようなところは、逐条解説の中で「こういう意味ですよ」というのは可能な限り記述していくということが重要だと思います。</p> <p>通常、市民はこの条文まで見てこうだというのはなかなか理解しにくい面があると思います。ですから、逐条解説が大きな意味を持ってくるとは思いますので、その逐条解説の中でできるだけ誤解のないように記述していく、という姿勢を貫いていきたいと思っております。</p>
部会長	<p>逐条解説で「住民」の説明をしますということで書いてある部分、この中で「市民」と「住民」についての説明をきちんとしてくれれば、それで理解をいただくような形になるかなと思います。</p>
事務局	<p>先ほど委員さんが言われていましたけど、外国人というのが一番クローズアップされてくるとは思います。ただ、どこの市を見ても、「外国人は住民ではありません、市民ではありません」と規定しているところはありません。ですから、それを捉えたときに、果たして「市民」というのを「市民等」に変えていくという必要性ということが、現時点で議会基本条例などを照らし合わせてみても、整合性を保つ、同じような理解を持つという面からも、変える意味合いが限りなくないのではないかと、事務局としてはそんな気がしています。</p>
委員	<p>私もさっき委員さんが言われましたように、これは当初こういう形に決めるときに様々な意見が出てきました。その中に外国人というのがどの程度出ているのかというのは定かではないのですが、特別に外国人だからといってクローズアップする必要がなく、そこで活動する、通学するとか、事業をするとかいうようなことがあれば、その内の1つとして捉えれば良いと思います。</p> <p>由布市の条例を見ると、明らかにきちんと区別して書いており、これはこれで良いと思います。これを「市民の定義」として、由布市は基本条例を作られたのかなと思いますけども、大分市の場合は我々が作ったものを基本として作っているし、別段これでどこかに間違いがあるかということ間違いはないわけで、例えばそういった質問が出たときには、それなりにきちんとした説明をしていけば十分、大半の市民にもご理解いただけるのではないかなと思いますので、私もこのままで良いのではないかなと思っております。</p>

委員	<p>私もさっき言ったように、考え方としては、見た方向が少し違うが進む道は間違っていないと。1つの自治を形成しながらまちづくりをやっていく中で、さっきお話に出ました外国の方とかいろんな方がいらっしゃっても、それは区別するものではないし、一般論としては、公平性からいっても皆さんにお声をかけるという中で、自治を完成させていかなければならないと思います。</p> <p>先ほど事務局が言われたように、とにかく投票権やいろいろな権利については、そこに文を書き足して、「これはダメですよ」とか、「これについては違う細目できちんと謳っているんですよ」、というものを書いていけば、おそらくその方も納得するだろうし、また言われた方も分かってくれるのではないかと思います。</p> <p>投票権がないとか、選挙権がないとかいうことは、本当は誰でも知っていますが、結局そこだけ捉えると、どうして(市民に)入れるのかというような話をしますが、それは別世界の話であって、このまちづくりとか自治を活性化していくためには、我々は一住民として扱っていかねばならないというのが基本だと思っています。</p>
委員	<p>これは十分討議してきたと思います。今ここで変えるという必要はないのではないかとということと、今言われたように逐条解説でいける部分ではできるだけその形をとっていけば十分なのではないかと思っています。だから今あえてまた討議をする必要はないのではないかなと思います。</p>
委員	<p>私もこのままで良いと思います。</p>
部会長	<p>では、この「市民の定義」については、このままでいくということで決定します。それから「市民の権利」も市民部会に関するところなので、「市民の権利」についてはこのままでよろしいですか。</p> <p>「子どもの権利」についてはどうでしょうか。</p>
委員	<p>この前、他の部会長さんが言っていたけれども、第5条の「育つ環境を求めることができる」というのはこれで良いのか、というご意見が出ていましたよね。</p>
委員	<p>「求めることができる」というのは、なぜ悪いと言っていましたかね。</p>
委員	<p>叶わないことがあるのではないかと。具体的に言うと、保育所の待機児童の問題とか、本当はみんな公平に入れてあげなければならいんだけど、入れない人もいるじゃないか、ということが起これば、「求めることができる」ということになるとそういう問題が出たときにいかがですか、というようなご提案だと思います。その他にもあるでしょうけど、分かりやすい例とすればそういうことかなと思います。</p>
事務局	<p>「子ども条例」に、まさにこの文言が使われています。第4条の「子ども</p>

	<p>の権利等」に、「子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、一人ひとりが大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる」とあります。子どもの権利ということで明確に規定されていて、そのために家庭の役割、学校等の役割、地域の役割や市の責務などというのが具体的に述べられています。</p> <p>どちらかと言いますと、自治基本条例の検討が先行していたかもしれませんが、この子ども条例も併せて議会で検討されたということで、このまちづくり自治基本条例にはその最もエキスとなるものが入っているということです。現状、成立している子ども条例との関係から見ますと、何ら不都合はないし、ごく自然の条文になっているのかなと思います。</p> <p>では、具体的に何をするのかとなったら様々な考え方があるかと思いますが、条文の流れからいきますと、全然違和感がない状況になっているのではなかろうかと私たちは考えております。</p>
事務局	<p>他の部会長さんから「環境というのはどういう意味か」というような質問がありましたが、過去の部会での議論をめぐると、「将来きちんと自治を担える市民に育てられるような環境は今与えられなければならない」というようなご議論をいただいています。「環境」という言葉そのものをさらに深く、どんなものかというそこまでの議論はされていないようですが、過去の部会でのやり取りはそういうことでした。</p> <p>それと、参考までに子ども条例の逐条解説というものもあるのですが、そこでも「環境」という言葉自体には深くは触れていないという状況です。</p>
部会長	<p>子ども条例は後から持ち上がって先にできたので、自治基本条例で検討した部分が活かされた形で入っているとは思いますが。</p> <p>私も心配している部分は、子どもにそこまで求めることができるということで約束しても良いのか、具体的な事例が挙げたときに行政はそこまで対応できるのか、子どもの声を借りて、そういう環境整備なりに対して要望をしてくる部分というのがこの文言を基に出てくるのではないかなという思いがあります。</p> <p>そのようなことは考えなくて良いと言うならそこまでで、また、この条例同士の整合性を持たないといけないということであるならば、このままで良いと思います。行政がそこまでの対応能力等を含めて謳ったときに、手かせ足かせにならないのかなという危惧はありますね。</p>
事務局	<p>当然ながら無分別に何でも要求を受ける、何でも求めることができるということではないという旨は逐条等で確認しておこうと思います。</p>
部会長	<p>逐条等を書くならここに書かなくて良いと思いますが。</p>
事務局	<p>条文の意味合いとして、「求めることができる」のは「健やかに育つ環境」ということなので、それ以上に無分別に広がるということは、ちょっと広がりすぎた解釈になるのかなとは思いますが。</p>

部会長	<p>そういう広げた解釈もできるから良いのかなという思いもあります。この前も逐条解説の説明に、ここまで書く必要はあるのかといった点がありましたよね。そこまで市民の思いに心を寄せた書き方になっているから必要なのかなと思って言いましたが。</p>
事務局	<p>苦情処理のところですよ。</p>
部会長	<p>そうです。</p>
事務局	<p>過去の議論のことで申し訳ないのですが、そういうご意見の中で、虐待等いろいろあるので、このくらい書いてあげた方が良い、子どもは大事なのでというご意見のまとめりで、このような条文になったというやり取りだったと思います。</p>
委員	<p>「健やかに育つ環境を求めることができる」ということで、さっき言ったように、将来にわたって自治を担うようにということも「環境」ということになると話が違ってくるので、「これは子どもが健やかに育っていくなかでいろいろ求めることができる」、しかしながら、「そのことによって、全部が全部できるということではないんですよ」と。それは適度に状況に合ったものについて、行政と一体感をもってやっていくということの中の1つの決め事にしないといけません。</p>
事務局	<p>これも過去の議論の経過になりますが、大分市の自治基本条例は何が特色なのかという話になりまして、真っ先に浮かび出てきたのがこの子どもに関する規定です。</p> <p>先ほども申し上げましたとおり、やはり子どもに対しては積極的な施策を講じて、大分が住みやすい、子育て環境をしやすいような、そしてそのような環境を積極的に講じていくということです。数年前に子育て環境日本一という民間の調査団体からそういう称号をいただきましたけども、そういう姿勢をもって、現在、大分市はまちづくりをやっていますので、その中のまちづくり自治基本条例の大分市の特色となるような文言がこの中に散りばめられています。</p> <p>それを受けて、既に議会で子ども条例ができているということを見たときに、市長から言えばそれぐらいの気構えをもって市政を運営していくという姿勢が明確に出ているというのが大分市の条例の特色になるかと思えます。ずっとそのような議論がありましたので、これをしっかり入れ込んで、その主旨を子ども条例に反映しているという形になっているかと思えます。</p>
委員	<p>私の記憶にあるのは、こういった部分から何らかの要求が出た場合、それに対してどう対応するかというようなことなどはあまり考え方がなかったような気がします。議論にもあまりなかったのですが、逆に先ほど事務局が言われましたように、きちんと育てられていない子ども達が多くなってきて</p>

	<p>いるという現実があるのではないかというところから、子どもの部分をわざわざ入れたと思います。</p> <p>当初議論がなかった要求に関してのことも、例えば含めたとしても、要求という言葉を使えばそうかもしれませんが、きちんと子どもは育てないといけません。これは条例の有無に関わらず、人間として、親としての義務がそこにあると思います。それを考えると、きちんと育てられていない、あるいはきちんとした環境でない子ども達には、やはり要求の有無に関わらず手を差し伸べるということを考えると、ここにあって良いのではないかという気がします。</p>
部会長	<p>では、このままで良いですか。</p> <p>では、変更なしということになります。</p> <p>それから第3条の基本理念のところですが、事務局は「市民主権」を「市民主体」に変更するということがありますか。</p>
事務局	<p>基本理念につきましては、理念部会でご議論しているところでございます。先般、理念部会でも「こちらについて再度議論しますか」という投げかけをしておりますが、結論から言いますと、理念部会としては「全体会で決定すれば変えるということもやぶさかではありません」とのことでございます。「『市民主権』という想いを込めた言葉ではあるけれども、全体会の決議には従います」ということのでございましたので、今回部会を開くことは考えておりません。</p>
部会長	<p>第1条に「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」というところで、「市民主体による」という言葉を使っていますので、それに合わせる形にすると、「市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする」と変えた方が良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そういった議論があるということも理念部会にお伝えをしているところでございます。</p>
部会長	<p>これは、今度の全体会で検討するということですかね。</p>
事務局	<p>再度検討していただくことになると思います。</p>
部会長	<p>では、そのときに発言します。</p>
委員	<p>我々の部会とすれば「市民主体」という方が良いのではないか、ということが良いですね。</p>
部会長	<p>「市民主権」を「市民主体」に、「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」という部分との整合性を考えたときに変更したほうが良いのかな、ということそのときに発言します。</p>

	<p>では市民部会の分については以上です。変更なしということによろしいですか。</p>
委員全員	<p>はい。</p>
事務局	<p>「市民の責務」の「市税等」の「等」についてはどうでしょうか。</p>
部会長	<p>第6条ですね。「市税等」はこれで良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>植田での意見だったと思うのですが、「市税等」というのが市民の定義と見比べる中で、ちょっと分かりにくいというご意見がありました。事務局としても、これをご議論いただきたいということで記載させていただいています。</p>
部会長	<p>応分の負担の範囲ですよ。</p>
事務局	<p>例示ということで市税を挙げたうえで「等」をつけていますので、主なものは市税ですが、他にも「等」でいろいろありますということです。</p>
部会長	<p>税金と、さらに地域のまちづくりで言えば、みんな協働してまちづくりを行う役務の提供とかですね。「等」を付けているのは当然だと思います。</p>
事務局	<p>「市税」という言葉がちょっと引かかるというところが、おっしゃった方のご意見かなとは思いますが、代表的なものとして市税というのは外しにくいなという感じがします。</p>
部会長	<p>逐条解説で「市税等」の部分を補足説明しておけば良いのではないですかね。</p>
事務局	<p>はい。事務局としてもそう考えております。</p>
部会長	<p>よろしいですか。逐条解説で補足説明するということです。 以上です。</p>
事務局	<p>残りの資料2、3、4、5につきましては、次回の検討委員会で再度ご意見があればということをお願いさせていただいておりますので、ご一読いただければと思います。</p> <p>来週ですが、第28回検討委員会を1月24日火曜日の午前10時から市役所本庁舎8階大会議室で開催いたします。そして、第29回検討委員会ですが、27日金曜日の午前10時から第2庁舎6階大研修室で開催いたしますので、ご出席をよろしくお願いたしたいと思っております。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>

部会長	それでは他にないですね。以上で市民部会を終わります。お疲れ様でした。
-----	------------------------------------